

鳥取県 PPP / PFI 手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針（案）

本県では、平成 28 年 3 月に「鳥取県 PPP / PFI 手法活用の優先的検討方針」を策定し、従来型手法（県の直営実施）に優先して PPP / PFI 手法を検討することとしている。

PFI 手法等を導入する事業の場合、事業規模が概ね 10 億円以上と金額が大きくなることが多い上、長期的かつ包括的な発注形態であることから、従来の公共施設

整備・運営事業と比較して、経営力・技術力・資金力等が求められ、他都道府県の事業では、県外事業者が事業主体の中核となる事例が多い。

極めて厳しい財政状況の中で、競争性を確保し、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営を行っていくことが不可欠であるが、本県では、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号、以下「条例」という。）に基づき、県内産業を育成し、県内経済の発展等を実現していく必要もあることから、この趣旨を踏まえ、県内事業者の事業参画を促進するため、本県の PPP / PFI 手法の導入に当たっては以下の事項に配慮することとする。

1 県内事業者のノウハウ取得に向けた支援

県・市町村、経済団体、金融機関で設置した「鳥取県 PPP / PFI 推進地域プラットフォーム」が主体となってセミナーを開催し、PPP / PFI 事業に関するノウハウの取得を促進するとともに、事業の検討段階から情報共有を行う。

2 事業者の公募条件

指定管理者の公募にあたっては、原則として県内に主たる事務所を置く（又は置こうとする）事業者に限ることとし、応募者が限定的であると判断される場合は、競争性を確保するため、県内に事務所を置く（又は置こうとする）事業者に条件を緩和する。

PPP / PFI 手法を導入する場合の事業者公募にあたっては、WTO 政府調達案件に該当しない案件は、原則として特定目的会社（SPC）は、県内事業者（条例第 8 条第 2 項にいう県内事業者をいう。）を含めて構成すること及び本店の県内設置を条件とする。

3 SPC の発注等

WTO 政府調達案件に該当しない場合、原則として SPC は下請負について、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号）第 4 条の規定に基づき規定された「一般競争入札及び指名競争入札応募条件表」の事業規模別の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者が発注すること。

また、WTO 政府調達案件への該当の有無に関わらず、SPC は工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者を活用するよう努めること。なお、SPC への融資者についても、県内事業者が参画することが望ましいこと。

4 事業者選定における地域産業振興に対する評価

WTO 政府調達案件にあっても、事業者選定の審査において、SPC への県内事業者の参画や県内事業者の活用など、地域産業の振興又は雇用の確保につながる内容を加点評価項目とする。